

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局総務部経理課（下水道使用料担当）（06-6615-7546）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	汚水排出量の認定（減量認定）
概要	汚水排出量について、水の使用状況等により上水又は工業用水の使用水量を汚水排出量とみなすことにより難い特別の理由がある場合に、上水又は工業用水を使用する者の申請により、公共下水道へ排除されない水量を減量水量として認定し、総使用水量から差し引く。
根拠法令等 及び条項	大阪市下水道条例第12条(昭和35年4月1日条例第19号) (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 大阪市下水道条例施行規則第12条第1項第1号及び第3号（昭和35年4月1日規則第22号） (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	減量認定を行う要件は、上水又は工業用水を使用する者の申請があり、かつ、次のいずれかに該当する場合です。 ※別添「汚水排出量の減量認定に関する事務取扱要綱」第2条及び第3条参照 （1）公共下水道に排出されない水量（以下「減量水量」という。）が年間を通じて恒常的に、上水、工業用水、井河水、その他の使用水の合計（以下「総使用水量」という。）の20%以上のものであって、下水道に流入する排水口のすべてに、汚水の流量計を設置している場合。 （2）減量水量が年間を通じて恒常的に、総使用水量の20%以上のものであって、公共下水道に流入する複数の排水口のうち、同一の給水・排水経路のそれぞれに流量計を設置している場合。ただし、一つの流量計で他の経路も把握できる場合はその流量計による。 （3）前各号のほか、市長が特に必要があると認める場合
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	建設局総務部経理課（下水道使用料担当）
提出時期	随時
提出方法	①汚水排出量（減量）認定（新規・更新）申請書②付近見取図（平面図等）③給水・排水系統図④フローチャート図⑤流量計の設置場所詳細図（写真添付）⑥設置流量計の概要図書⑦上水・工水・井河水等の使用実績資料及び減量実績資料⑧その他、申請内容の説明に必要な書類※別添「汚水排出量の減量について（概要）」参照 上記①～⑧の書類を下記相談窓口まで提出（郵送可、ただし、書類提出まえの事前協議、現地確認が必要）。
手数料	なし
相談窓口	建設局総務部経理課（下水道使用料担当）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000010493.html
備考	